

質問回答書

2024年 5月 14日

「ケニア国エネルギー利用の最適化にかかる情報収集・確認調査(一般競争入札(総合評価落札方式-ランプサム型))」
(公示日:2024年4月24日/調達管理番号:24a00054)について、質問と回答は以下の通りです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	p.4 6. 入札書・技術提案書の提出 1) 技術提案書	様式 1-1 プロポーザル提出届、様式 2-1 表紙等では「プロポーザル」となっていますが、これらをすべて「技術提案書」と書き換える必要はないという理解で良いでしょうか。	ご理解の通りです。
2	p.20 3. 経費積算に係る留意事項	経理処理ガイドラインの別添資料3によると、安全対策措置欄の記載に該当する場合は事務所が指定・確認するホテルのみに宿泊し、実費精算になるとのことですが、本調査の見積上は安全対策措置欄の記載に該当しないものとして通常通りの宿泊費単価で計上すればいいでしょうか。また、契約締結後、安全対策措置欄の記載に該当する場合は、ランプサム型契約であるものの、当該宿泊費のみ、領収書に基づく実費精算なのでしょうか。実費精算の場合、契約単価超過しても精算可能でしょうか。	ご理解の通り、見積上は一律通常の宿泊費単価でご計上いただき、契約交渉時にすり合わせを致したく存じます。また、契約締結後に安全対策措置に該当する場合、こちらご理解の通りランプサム型ではありますが、宿泊費は実費精算となります。契約単価を超過しそうな場合は事前に打合簿を取り交わすことで実費精算可能となります。
3	P 13 (4) 電力利用ピーク緩和策にかかる検討	「電力セクターが垂直統合型になっているルワンダにおいても同様にインセンティブ設計の初期的検討を行い」とありますが、ルワンダは相手国関係機関に記載がなく、ルワンダのデータの収集に困難が予想されます。これは、ルワン	電力の垂直統合型を例にとってインセンティブ設計を行うものをご理解ください。(垂直統合型の例として、ルワンダを挙げているとお考え下さい)

		ダに特定せず、電力の垂直統合型を例にとってインセンティブ設計という理解でよいのでしょうか。それともルワンダの電力需要の特徴を踏まえた検討となるのでしょうか。	
4	P14 (5) アフリカ各国への展開可能性の検討	「他のアフリカ各国への展開可能性について初期的検討を行う」とありますが、他のアフリカ各国の対象国を既に想定しているのでしょうか。受注者が選定する場合の各国(各都市)の選定基準は、高地・日較差大と低地・高温湿潤というだけの選定基準という理解でよいのでしょうか。	選定基準は、「高地・日較差大と低地・高温湿潤」の2つという理解で問題ございません。
5	P14 (5) アフリカ各国への展開可能性の検討	アフリカとは、サブサハラと考えてよいのでしょうか。	サブサハラ各国とお考えください。
6	P14 (6) アフリカでの省エネ機器導入に係る本邦企業の進出可能性検討	「本邦企業の進出状況やシェア」の確認対象に、「ケニア、ルワンダ及び…」とあります。ルワンダについての調査は本質問書1と同様、電力事業体制の比較を念頭にした調査が想定されているのでしょうか。それとも全く独立した企業進出環境調査を想定されているのでしょうか。	省エネ機器導入については、電力事業体制の比較を念頭にした調査を想定しているものではありません。 電力事業体制の違いはインセンティブ設計の考え方に影響、気候帯の違いは導入する省エネ機器の考え方に影響するとの整理です。
7	第4条 調査の内容 P14 (7) 民間資金動員に係る初期的検討	「他ドナーを含むアフリカ域内ファシリティの設計等についても初期的検討を行う」とありますが、「アフリカ域内ファシリティ」とは具体的に何を意味するのでしょうか。	第4条 調査の内容(5)の「展開可能性のある国」に対して、共通で使うことのできる基金を指します。用途はインセンティブや省エネ推進に使われるものとなります。
8	第3条 調査実施の留意事項 P12 (1) ケニアの電力セクター構造の特徴を踏まえた提案 第4条 調査の内容	「初期的検討を行う」、「初期的可能性検討を行う」との記載が左の当該頁項目において見られますが、「初期的」とは、どの程度の検討段階を意味するか、具体的に教えて頂けるでしょうか。	「第4条 調査の内容」の各項目に合わせ、「初期的検討」の具体的なイメージを以下記載いたします。 (1) インセンティブの種類、各インセンティブによ

	<p>P13 (4) 電力利用ピーク緩和策にかかる検討</p> <p>P14 (5) アフリカ各国への展開可能性の検討</p> <p>P14 (6) アフリカでの省エネ機器導入にかかる本邦企業の進出可能性検討</p> <p>P14 (7) 民間資金動員に係る初期的検討</p>		<p>り、誰のマイナスがプラスに転じるか</p> <p>(5) 気候帯(ナイロビ型/モンバサ型)、電力事業体制を軸に、展開可能性のある国・都市を属性別にリストアップし、優先順位付けを行う</p> <p>(6) 国のリストアップ、判断理由(定性的なものでも可)、導入が想定される省エネ機器の提示</p> <p>(7) 資金源、資金の受入機関、資金スキームのフローチャートを作成する</p>
9	<p>第3条 調査実施の留意事項</p> <p>P12(3) 調査対象地域に係る考え方</p> <p>第4条 調査の内容</p> <p>P13 (4) 電力利用ピーク緩和策にかかる検討</p>	<p>第4条 調査の内容(4) 電力利用ピーク緩和策にかかる検討では、<u>ルワンダにおけるインセンティブ設計の初期的検討</u>を行うことになっていますが、第3条 調査実施の留意事項(3) 調査対象地域に係る考え方 では、ルワンダは調査対象地域に含まれていません。</p> <p>ルワンダにおける検討を行う上で、ルワンダでの調査が必要になると思われませんが、調査対象地域にルワンダを追加する必要は無いのでしょうか。</p>	<p>ルワンダは調査対象地域に含めておらず、渡航も想定しておりません。</p> <p>質問3の回答も併せてご参照ください。</p>
10	<p>第4条 調査の内容</p> <p>P13 (3) 電力利用ピークにおける電力利用状況調査</p>	<p>「気候帯の異なるナイロビ、モンバサにおいて、利用状況に係るデータ収集(各地域 5 件程度)を行う」とありますが、各地域で5 件程度のデータ収集では、夜間の電力需要ピークの原因を把握するに十分な情報が得られない恐れがあります。追加のデータ収集について、別見積もりで提案することは可能でしょうか。</p>	<p>本調査は、精度の高いデータを主目的とした調査ではありません。(4)(5)の検討を実行に移す段階でケニア政府にとって説得力のある説明材料を得ることを念頭に、データ収集を行ってください。</p> <p>追加のデータ収集についての提案は本調査では求めておりません。</p>

11	<p>第4条 調査の内容</p> <p>P14 (5) アフリカ各国への展開可能性の検討</p>	<p>サブサハラ・アフリカにおいては、潜在的な電力需要に対して供給量が圧倒的に不足するため、計画停電を行っている国々が多数あります。これらの国々は、デマンドサイドマネジメントを検討する以前の状態であるため、展開可能性を検討する国・都市の対象外と考えてよいでしょうか。</p>	<p>計画停電を行っている国であっても、展開可能性を検討する国・都市の対象となります。デマンドサイドマネジメントにより電力使用量の削減ができれば、計画停電の範囲、程度も小さくなり、市民生活にプラスの影響を与えるとの理解です。</p>
12	<p>第4条 調査の内容</p> <p>P14 (6) アフリカでの省エネ機器導入にかかる本邦企業の進出可能性検討</p>	<p>「(5)アフリカ各国への展開可能性の検討」で選定した国を対象に、本邦企業の進出状況やシェアを確認するとあり、(5)の対象国選定においては 1)ナイロビ型(高地・日較差大)、2)モンバサ型(低地、高温湿潤)が適用可能とされています。この場合環境特性を考慮した省エネ機器、例えば、蓄熱式空調システム、ヒートポンプ等を想定されているのでしょうか？またこの認識が正しければ工業向けの熱回収装置や鉄道運輸向け省エネ装置等は対象外と考えて良いでしょうか？</p>	<p>ご理解のとおり、蓄熱式空調システム、ヒートポンプ等を想定しています。工業向けの熱回収装置や鉄道運輸向け省エネ装置等は対象外となります。</p>
13	<p>P. 20</p> <p>3. 経費積算に係る留意事項</p>	<p>予定価格・見積積算のためケニア国への渡航につきまして、貴機構が想定する経路・航空会社・見積取得時期・航空券有効期限・予約期限・予約変更可否・払い戻し可否をご教示ください。</p>	<p>経費や積算につきましては、経理処理ガイドライン(guideline_2404.pdf (jica.go.jp))をご確認ください。</p>
14	<p>P. 20</p> <p>3. 経費積算に係る留意事項</p>	<p>予定価格・見積積算のため想定される一般業務費の費目をご教示ください。</p>	

15	P. 20 3. 経費積算に係る留意事項	予定価格・見積積算のためケニア国内の移動について、陸路・空路の手段について、貴機構が想定する移動手段についてご教示ください。	
16	13 頁 第2章 特記仕様書 第4条 調査の内容 (3) 電力利用ピークにおける電力利用状況調査	「産業部門を中心に自家発電(Captive Power Plant)により賄われている電力需要・・・」と記載がありますが、自家発電は完全なオフグリッドの施設、設備についても対象とすると理解してよいでしょうか。	自家発電事業者として KPLC や EPRA が把握しており、データを所有しているものであれば、対象とします。(そうでないものについては、考慮するほど大きな需要ではないと判断し、対象外とします。)
17	13 頁 第2章 特記仕様書 第4条 調査の内容 (4) 電力利用ピーク緩和策にかかる検討	「電力セクターが垂直統合型になっているルワンダにおいても同様にインセンティブ設計の初期的検討を行い、・・・」と記載ありますが、これはルワンダにおいても同様のデータ収集を実施して検討することを意図していますでしょうか。仮にその場合、ルワンダでのカウンターパートの配置は想定されていますでしょうか。	質問3の回答も併せてご参照ください。 ルワンダにおけるデータ収集、カウンターパートの配置は想定しておりません。
18	14 頁 第2章 特記仕様書 第4条 調査の内容 (5) アフリカ各国への展開可能性の検討	ここでのアフリカ各国はサブサハラ各国と理解してよいでしょうか。	サブサハラ各国とご理解ください。